平成２２年（フ）第１０２号
千葉県山武郡大網白里町永田1668―１、住民票上の住所千葉県東金市宿621番地４
破産者　長谷川國雄
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０３号
千葉県山武郡大網白里町永田1668―１、住民票上の住所千葉県東金市宿621番地４
破産者　長谷川裕子
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第８８号
川崎市中原区丸子通１丁目412番地１　エスティガーデン305、前住所大阪府枚方市長尾台３丁目６番８号
破産者　武市　桂次
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
川崎市幸区幸町４丁目37番地　幸徳ビル501
破産者　古徳　　昇
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４０５号
富山県高岡市西広谷481番地１
破産者　原田　道昭
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３８５４号
名古屋市南区鳴尾１丁目16番地　エトワール鳴尾102号
破産者　松山　和代
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３９５号
名古屋市中村区名楽町５丁目13番地　朝日荘302号
破産者　千草　俊昭
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１９２号
愛知県春日井市美濃町１丁目15番地
破産者　稲毛　　剛
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２０８号
愛知県あま市新居屋上権現58番地６
破産者　新装工業こと　笠原　　勇
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３６３号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目７番８号　第２高山ハイツ503号
破産者　岡村こと中谷こと　許　　恵子
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２２８号
大阪市東淀川区北江口１―３―３―706号、開始決定時の住所大阪市東淀川区北江口４丁目５番１号
破産者　岡田　一光
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３１５号
堺市堺区少林寺町東２丁１番28号
破産者　折田　幸雄
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５８７号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―335号
破産者　フラワーサカエこと　榮　　茂
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５８８号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―335号
破産者　榮　美千代
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９０５号
大阪府守口市大久保町３丁目７番２号
破産者　佐藤製作所こと　佐藤　　侃
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５４６号
大阪府高槻市西面中２丁目３番９号
破産者　西浦　清司
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０７８号
兵庫県川西市大和西４丁目５番地の11、開始決定時の住所大阪府池田市五月丘１丁目８番３―２―501号
破産者　岡　　惠介
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１１９号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目14番１号
破産者　濵口　昌美
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３０４号
大阪市東淀川区豊新３丁目23番14号　エフズフォートレス401号
破産者　山﨑　春男
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部